

家庭系ごみの戸別収集・有料化の実施及び
事業系ごみ処理手数料の改定等について

答申

平成 25 年 3 月

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

はじめに

平成 23 年 6 月に策定された「第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し)」は、鎌倉市のごみ焼却を担う 2 つのクリーンセンターのうち、焼却停止を予定する今泉クリーンセンターについて、同センターで焼却していたごみに相当する量を、新たな施設をつくらずに減量・資源化をしようとするものでした。

同計画は家庭系ごみのうち、燃やすごみ及び燃えないごみの戸別収集・有料化及び事業系ごみ処理手数料改定の実施が明文化されています。その具体的な制度を構築するため、平成 23 年 10 月 4 日に市長から「循環型社会の形成に向けた鎌倉市の取り組み方針について」として、次の 3 つの項目について本審議会に諮問され、約 1 年 6 ヶ月の議論を踏まえて、答申するものです。

- ・家庭系ごみの戸別収集の導入について
- ・家庭系ごみの有料化について
- ・事業系ごみ処理手数料の改定等について

審議の経過から、家庭系ごみの戸別収集と有料化は分かれ難い制度であることから家庭系ごみの戸別収集・有料化の導入は同一実施として、また鎌倉市の抱えるごみ問題は家庭系と事業系に共通にかかることから、事業系ごみ処理手数料の改定等についても、併せてとりまとめようとするものです。

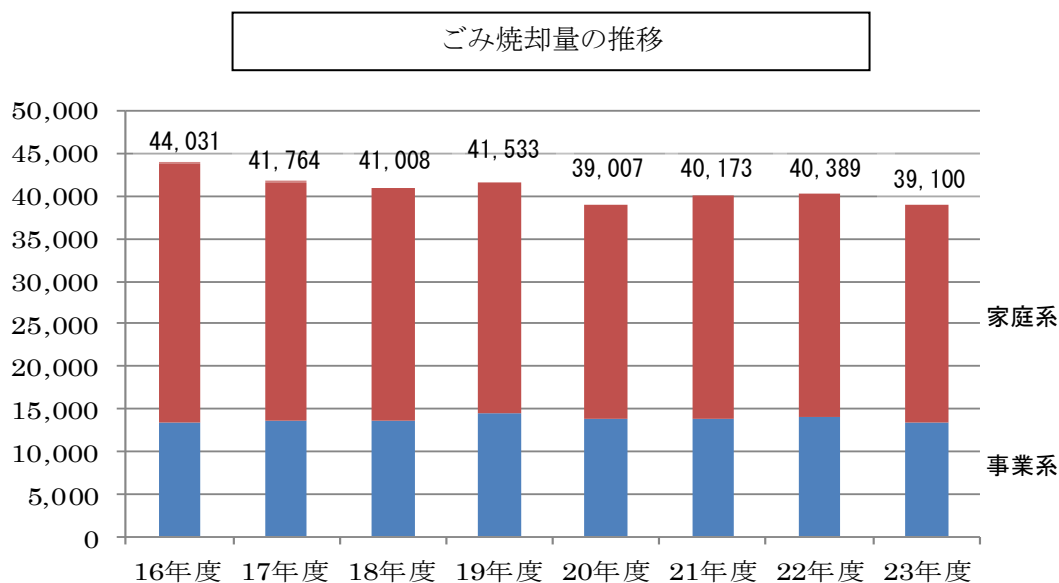
鎌倉市のごみ処理の現状と課題

鎌倉市では、平成 2 年度から「ごみダイエット運動」を展開し、平成 8 年 11 月には平成 17 年度まで(後に 14 年度に前倒し)に 35,000 t 以下にする「ごみ半減計画」を策定しました。しかしながら、目標の達成には至らず、平成 14 年 2 月に計画の見直しを行い、また焼却停止を予定していた今泉クリーンセンターについて、焼却施設としての延命化工事を実施しました。

分別の状況としては、平成 9 年度から家庭から排出される廃棄物の 5 分別収集を開始し、積極的に資源の再生利用に取り組みました。資源物は、飲食用カン・ビン、新聞紙などの紙類、布類の分別から始まり、植木剪定材、ペットボトル、容器包装プラスチック、使用済み食用油にまで拡大しました。その結果、ごみ・資源物総排出量は平成 8 年度に 72,806 t あったものが、平成 23 年度には 68,993 t に、ごみ焼却量は平成 8 年度に 67,784 t あったものが、平成 23 年

度には 39,100 t に減量しています。

ごみ焼却量に関しては、平成 18 年度からほぼ横ばい状態であり、年間約 40,000 t となっています。



平成 23 年度のごみ焼却量は 39,100 トン(名越クリーンセンターで約 3 万トン、今泉クリーンセンターで約 1 万トン)となっています。

名越クリーンセンターは昭和 57 年に稼働(平成 14 年ダイオキシン対策改修を実施)、今泉クリーンセンターは昭和 48 年に稼働(平成 17 年ダイオキシン対策改修)した施設であり、老朽化がすすんでいます。

名越クリーンセンターは概ね 10 年程度の延命化工事を行い、焼却を継続していきますが、この度の延命化工事が最後となります。

このため、鎌倉市では新しい焼却施設の稼働を平成 37 年度と想定し、施設の構想に着手しています。

また、今泉クリーンセンターについては、平成 17 年の改修のとき、地元町内会と改修後 10 年程度の焼却炉の稼働を約束した経過があり、平成 26 年度をもって焼却を停止します。

延命化工事後の名越クリーンセンターで当面、焼却を継続していくとしても、今泉クリーンセンターで焼却していた約 1 万トンのごみ焼却量の削減をしなければ、処理費用の負担が増えることにもなりかねず、鎌倉市が取り組むごみ減量・資源化施策を着実に実施しごみ焼却量を削減していくことは、喫緊の課題となっています。

家庭系ごみの戸別収集・有料化の導入実施について

(1) 必要性和意義

平成17年5月に国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加されました。

家庭系ごみの有料化は、近隣では東京都三多摩地区をはじめ、県内では藤沢市及び大和市で導入され、これらの市では実施の前後においてごみの減量が確認されています。

ごみを有料化することにより、ごみ処理コストを実感し、負担を軽減しようとするインセンティブが働き、使い捨て商品の購入を控えたり、ごみになるような物を極力家庭内に持ち込まないようにするなど、これまでの購買、消費行動に変化をもたらす排出抑制が図られることが期待されます。

そのような消費者の行動の変化は、製品を製造・販売する事業者に影響を与え、製品が廃棄される際の処理やリサイクルに配慮した製品作りをしようとするなどの動機付けにつながります。

また、さらなるごみ減量・資源化を促進していくなかで、減量対策に取り組んでいる世帯と、そうではない世帯が同様に無料でごみを排出できる制度は公平性を失します。

ごみの排出量に応じて、ごみ処理費用の一部を直接負担する仕組みが、受益者負担の公平化につながります。

一方、鎌倉市では、家庭系ごみはクリーンステーションによる収集を行っています。燃やすごみ等の収集日には、一部の地区においてカラスによりクリーンステーションが汚されることや、禁止されている事業系ごみの排出、クリーンステーションの維持管理を行わない他地区の者による家庭系ごみの排出等が問題となっています。

クリーンステーションによる収集は、効率的である一方、排出者を特定しにくく不適正な排出をしている者に対する指導が困難なことや、クリーンステーションの近隣に住む一部の市民に実質的に維持管理の負担を強いていること等の課題があります。

また、有料化を実施したとき、クリーンステーションによる収集では、排出者を特定できないため、さらなる不適正な排出が想定され、クリーンステーションの課題がより大きくなることが考えられます。

各建物ごとにごみ・資源物を排出し、それを収集する戸別収集は、排出者が明確になるため、燃やすごみへの資源物の混入が少なくなると想定されるとともに、高齢者や乳幼児を抱える世帯のごみ出しが容易になります。

さらに、戸別収集には排出者が特定できるためルール違反が起こりにくくごみに対する1人ひとりの責任感を高められること、事業系ごみを排除できること、クリーンステーション周辺の美化につながることなどの利点があります。

こうしたことから、戸別収集・有料化を導入することは、ごみの減量や分別の徹底を図るとともに、クリーンステーションにおける諸課題を解決し、さらには、高齢者や子育て世帯のごみ出しの負担軽減が図られます。

(2) 有料化する分別区分について

ごみ焼却量を削減することは喫緊の課題であり、それを背景に有料化を図る意義は、前述したように経済的インセンティブを与えることによる、ごみの減量があることから、「燃やすごみ」を有料化分別区分とします。

鎌倉市では「循環型社会」を構築するため、いわゆる‘資源ごみ’を“資源物”と表記し、リサイクルを進めてきました。

このことから、“資源物”ではない「燃えないごみ」についても、「燃やすごみ」とともに有料化分別区分とします。

今回の家庭系ごみの戸別収集・有料化の審議の基となっている「第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し)」においては、効率的に分別排出を促し、資源化を推進していく視点に立っています。

こうしたことから、資源物については、分別の徹底、再生利用をすすめるために、有料化することなく、今までのとおり無料とすることが適当です。

(3) 有料化の方法について

ごみについてはほぼ毎日繰り返される行動であることから、市民がわかりやすい仕組みであること、制度の維持管理にかかるコストが低く抑えられることが肝要です。

こうしたことから、市民がごみ処理手数料を負担する方法は、既に他市町村で普及している「指定ごみ袋」による単純比例型方式とし、市民が指定ごみ袋を購入する際に「ごみ処理手数料」を負担する方法が効率的です。

(4) 金額について

ごみ処理手数料の金額が高ければその分、ごみの減量効果が高まることは想像に易いことですが、市民生活に大きな負担を与えることのない、社会情勢に沿った金額設定が求められます。

既に有料化を実施している自治体の事例を参考にし、大きな負担を与えることなく減量効果が見込まれる金額に設定します。

市民にとってわかりやすい制度である必要があることから、「燃やすごみ」と「燃えないごみ」は同額とします。

(5) 指定ごみ袋の価格と種類について

価格に当たっては、分別の徹底や排出抑制が達成されることと、実施済みの近隣他市の価格、市民の受容性やごみ処理経費との割合を勘案して、次の表のとおり決めました。

指定ごみ袋については、減量に努めている世帯など排出量の少ない世帯に配慮することから、50サイズを下限とし、現在の流通状況や他市での導入事例から、100、200、400が望まれます。

指定ごみ袋の材質等については、強度や形状については十分に市民の取扱い易さに配慮されるべきです。

また、指定ごみ袋の色、模様等については、景観に配慮して決定されることを要望します。

指定ごみ袋の種類	価格(処理手数料)
50ごみ指定袋	10円/袋
100ごみ指定袋	20円/袋
200ごみ指定袋	40円/袋
400ごみ指定袋	80円/袋

(6) 戸別収集する分別区分について

戸別収集する分別区分については、排出者責任を明確にし、有料化の実施によるごみの減量をより確実なものとするために、「燃やすごみ」と「燃えないごみ」とします。

また、「燃やすごみ」に次いでカラスによるクリーンステーションの汚れが見られる「容器包装プラスチック」と、持ち運びの安全性の確保等から「危険・有害ごみ」及び「使用済み食用油」を戸別収集分別区分とします。

分別区分	収集方法	排出方法
資源物		
飲食用カン・ビン	クリーンステーション収集	コンテナ
容器包装プラスチック	戸別収集	透明・半透明袋
ペットボトル	クリーンステーション収集	透明・半透明袋
植木剪定材	クリーンステーション収集	透明・半透明袋等
紙類・布類	クリーンステーション収集	結束等
使用済み食用油	戸別収集	使用済みペットボトル
ごみ		
燃やすごみ	戸別収集	指定ごみ袋
燃えないごみ	戸別収集	指定ごみ袋
危険・有害ごみ	戸別収集	透明・半透明袋等
粗大ごみ・臨時ごみ	戸別収集	

(7) 実施導入とともに必要な措置について

ア. ごみ処理手数料の負担軽減について

ごみ処理手数料が上乗せされた指定ごみ袋による排出を義務付ける有料化は、市民にとって新たな経済的負担となることから、生活保護受給者世帯等の社会的弱者には特段の配慮が必要であると考えます。

実施に際しては、負担軽減の仕組みが有効に行われるよう、しっかりとした管理の仕組みをあわせて構築することが必要です。

また、高齢者と乳幼児などがいる紙おむつ使用世帯について、紙おむつは減量努力が困難であり、かつ日常的に継続して排出されるものであり、さらに燃やすごみに占める割合は大きいことから、特段の配慮が必要です。

鎌倉市には非常に多くの観光客が訪れ、道路上等には少なからずごみが散乱し、市民が自主的に清掃をしている実態があります。こうした公共的な場所での自主的なまちの美化活動は、清掃をする者がごみを発生させた者ではないことから、制度的な配慮が必要です。

イ. 粗大ごみについて

概ね 50 cm以上のものについては「粗大ごみ」として取り扱いをしていますが、指定ごみ袋による「燃やすごみ」及び「燃えないごみ」の有料化を円滑に実施するにあたっては、より市民にわかりやすい制度とするために、これまでの大きさによる規定に加えて、品目ごとにも粗大ごみを規定する等の実施が必要です。

ウ. 臨時ごみ・持込みごみについて

家庭から排出されるごみ・資源物は、定められた日にクリーンステーションに排出することを原則としていますが、引越し等で一時的に多量に排出される家庭系ごみは、「臨時ごみ」として個別に(有料)収集をしています。

また、直接クリーンセンターに搬入する家庭系ごみは「持込みごみ」として(有料)受け入れをしており、市民の利便性の向上を図っています。

ごみ減量に対する意識の向上や、分別、再利用などを徹底していくために、また、ごみ処理に対する費用負担の公平を期するという趣旨からも、「燃やすごみ」及び「燃えないごみ」の有料化に併せ、経済的負担の整合性が図られるよう料金体系の見直しをする必要があります。

「燃やすごみ」及び「燃えないごみ」の指定ごみ袋の価格を容量で割り返し、その単価を上乗せした新たな処理手数料に改定します。

(臨時ごみ)

現行

1 m³につき 2,200 円

改定後

1 m³につき 4,200 円

(持込みごみ)

現行

100 kg 未満は 1 回 100 円

100 kg 以上は 40 円/10 kg

改定後

100 kg 未満は 1 回 500 円

100 kg 以上は 200 円/10 kg

エ. クリーンステーションに排出している事業所について

事業系ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条第 1 項により、事業者の自己責任によりごみを適正に処理する責務があります。鎌倉市においても、事業系ごみは自らクリーンセンターに持込むか、鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託するよう指導してきました。

一方、市内には約 7,800 事業所があり、その多くが家庭系ごみと混在しながらクリーンステーションに排出していると想定されます。

家庭系ごみのうち「燃やすごみ」が戸別収集になることから、これらの事業者に対して適正排出指導ができるようになります。しかしながら、少量のごみを自らクリーンセンターに持込む又は鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託することは現実的ではないことから、市による一定量以下の収集運搬を実施すべきです。

(8) 実施導入にあたっての留意事項

ア. 戸別収集と有料化の実施時期について

今泉クリーンセンターが平成 26 年度末をもって焼却を停止することから、ごみ減量は喫緊の課題であり、減量・資源化施策は実施していかなくてはなりません。

戸別収集と有料化を併せて実施することは、より確実にごみ減量を図るとともに、クリーンステーションの諸問題の解決や、高齢者等の負担軽減を図ろうとするものです。実施時期は、不法投棄のしにくい制度構築や、市民がわかりやすい制度変更が求められることから、戸別収集と有料化を同時実施することが望ましいと考えます。

イ. 市民周知について

家庭系ごみの処理にかかる経費は税金により賄われてきたため、有料化の導入は、市民にとっての経済的負担感は大きいものと考えられます。市民周知にあたっては、鎌倉市のごみ行政の現状をまず知ってもらい、十分な理解と協力が得られるよう、きめ細かな説明が必要です。

ウ. 不法投棄等について

家庭系ごみの有料化実施後に想定される問題として、不法投棄等の増加が懸念されます。パトロールなどの実施とともに、不法投棄等を未然に防ぐ啓発が必要です。

エ. 併せた施策の実施

「循環型社会」の形成のため、ごみの減量・資源化施策は、家庭系ごみの戸別収集・有料化以外にも行われます。

容器包装プラスチック以外のプラスチック製品（「製品プラスチック」）や使用済小型電子機器等、新たな分別区分も想定される中、市民の利便性を考慮しながら、全ての分別区分の収集を含めた、効率的な施策の検討・実施を行う必要があります。

オ. 行政の留意事項

家庭系ごみのうち一部品目の戸別収集・有料化の導入にあたってのコストの増加は、業務効率化、省力化等の経費削減に努め、必要最低限で実施されなければなりません。減量・資源化の効果等を市民に公表し、継続的な3R啓発の継続を行う必要があります。

事業系ごみ処理手数料の改定等について

(1) 必要性とその意義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。この事業者の自己処理責任の原則を鑑みると、事業系ごみの処理原価と、事業系ごみ処理手数料の金額は大きくかい離しないことが求められます。

現行の事業系ごみ処理手数料 13 円/kgは、平成 15 年に改定されたものであり、約 10 年が経過しています。

鎌倉市の事業系ごみ焼却量は2ページに見られるように、ここ数年、横ばいが続いています。ごみ焼却量の約 34%を占めており、事業系ごみの減量は喫緊の課題と言えます。

鎌倉市の事業系ごみ処理手数料は、県内各市と比較しても安価であり、処理経費の多くを税負担してします。

今後、家庭系ごみの有料化を実施する予定であり、その際には、事業系ごみとの公平感の確保が必要と言えます。

以上のことから、事業系ごみ処理手数料の増額改定が必要です。

(2) 事業系ごみ処理手数料の改定額

事業系ごみ処理手数料は、平成 14 年 1 月 25 日鎌減審第 4 号にて、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会が「事業者は、事業活動にともなって発生した廃棄物は自己処理が原則であるため、近隣各市の手数料額を勘案し、収集及び処理経費の事業者負担を 5 分の 4 程度とすることを妥当と判断します。」と答申しています。

近隣市のごみ処理手数料金額は次のとおりであり、県内にて家庭系ごみの有料化を実施している大和市は藤沢市と同額の 20 円(平成 15 年 11 月改定)です。平成 20 年以降に改定を行った逗子市以外の市は、茅ヶ崎市 20 円/kg、平塚市 22 円/kg、綾瀬市・座間市・海老名市 25 円/kgとなっています。

県内市の事業系ごみ処理手数料の状況

市町村名	事業系	
	処理手数料(kg当たり)	改定時期
横須賀市	15 円	平成 9 年 8 月
逗子市	15 円	平成 24 年 4 月
川崎市	12 円	平成 12 年 4 月
横浜市	13 円	平成 13 年 4 月
相模原市	18 円	平成 15 年 4 月
鎌倉市	13 円	平成 15 年 10 月
大和市	20 円	平成 15 年 11 月
秦野市	19 円	平成 17 年 4 月
厚木市	20 円	平成 17 年 4 月
伊勢原市	19 円	平成 17 年 4 月
三浦市	10 円	平成 19 年 7 月
藤沢市	20 円	平成 19 年 10 月
茅ヶ崎市	20 円	平成 20 年 4 月
平塚市	22 円	平成 22 年 4 月
綾瀬市	25 円	平成 22 年 7 月
座間市	25 円	平成 22 年 7 月
海老名市	25 円	平成 22 年 7 月

事業系ごみ処理経費の計算方法は、各自治体がそれぞれの方法で積算している状況であり、また焼却等の条件も異なることから一概に比較することはできませんが、近年の傾向を鑑みると、今後、概ねkg当たり 20 円代に改定されていくことが推察されます。

鎌倉市の平成 22 年度の燃やすごみの処理経費は約 32 円/kgです。

以上のことから、処理経費の概ね 3 分の 2 程度、21 円/kgを適正な改定とし、事業系ごみの発生抑制を期待します。

(3) 実施時期について

家庭系ごみの有料化が予定され、ごみ焼却量の削減は家庭系と事業系に関

わからない課題であることから、事業者と市民が共に減量、分別に取り組むことを促すためにも、同時期での実施が適しています。

(4) 実施に伴う必要な措置について

家庭系ごみの戸別収集全市実施による排出者の明確化に伴い、これまでクリーンステーションに排出してきた事業者について、家庭系ごみと同様、有料で戸別収集を実施することを要望します。

鎌倉市はこれまで、事業系ごみについては排出量に関わらず、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託するよう指導してきました。

また、少量であるかを問わず、事業者は自己処理責任の原則が求められるものであり、特に事業活動に伴って排出される廃プラスチック等は産業廃棄物となります。

しかしながら、お茶殻等のわずかな燃やすごみのために、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託することは、現実的とは言えません。

よって、一定量以下の排出量の事業者に対し、一定の条件を付して、有料で収集するものです。

平成 25 年 10 月より実施した、市内一部地区での家庭系ごみの戸別収集モデル事業において、クリーンステーションに排出していた事業所のうち約 9 割が 1 週間に 40ℓ以下の排出量(20ℓ/回/週 2 回)であった調査結果があります。

これまでの事業系ごみに対する経過と、上記の調査結果より、1 週間のうち 2 回の「燃やすごみ」、1 回の排出につき 20ℓの指定ごみ袋 1 袋を限度とした、登録制による収集の実施が適当です。

価格については、近隣市のうち家庭系ごみの戸別収集に合わせ同制度を実施している藤沢市(20ℓ指定ごみ袋 150 円/袋)及び改定後の事業系ごみ処理手数料 21 円/kg との均衡を勘案し、以下のとおりとします。

指定ごみ袋の種類	価格(処理手数料)
20ℓごみ指定袋	150 円/袋

(5) 実施にあたっての留意事項

ア. 事業者への周知について

事業者は、鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者に任せきりなど、適切なごみ・資源物の処理についての情報が不足している傾向が見られます。

事業系ごみ処理手数料改定の実施に際しては、単に新たな金額の周知だけではなく、処理にかかる経費の約 2/3 の負担しかなく、残りは税負担によって賄われていることや、鎌倉市のごみ処理の状況などを含め、十分な周知を行うことを要望します。

イ. 少量排出の事業所について

市による収集対象となる、少量の燃やすごみを排出する事業所については、制度実施後の実態を見定め、必要に応じて検証を行うことを要望します。

最後に

家庭系ごみのうち「燃やすごみ」及び「燃えないごみ」の有料化及び事業系ごみ処理手数料の増額改定について、長引く経済不況、国による消費税等の見直し等のなかでの審議は、困難なものでした。

しかしながら、鎌倉市の2つのごみ焼却施設は共に老朽化がすすみ、今泉クリーンセンターは平成26年度をもって、名越クリーンセンターは今回の延命化工事終了後10年程度の経過後に焼却を停止する事情があり、また新たな焼却施設の整備についても、市内に新たな用地を確保することは多くの困難が想定される事情があります。

「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、ごみの焼却量等を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指す視点のもと、家庭系「燃やすごみ」と「燃えないごみ」の有料化及び事業系ごみ処理手数料の増額改定はやむを得ないと結論付けたものです。

1年を超えた審議を行う中、鎌倉市のごみ事情やこれからのごみ減量・資源化の取り組みについて、市民、事業者が十分に理解しているとは言い難い状況であり、より一層の周知、啓発の取り組みをお願いします。

鎌倉市は、この答申を基に市民・事業者の意見を聞き、説明責任を果たし、合意形成を図った上で、家庭系ごみのうち「燃やすごみ」及び「燃えないごみ」の戸別収集・有料化及び事業系ごみ処理手数料の改定等を実施されることを期待します。